

消防からのお知らせ

ガス機器による火災・事故の防止

ガス機器は、取り扱いを誤ると火災や爆発などの事故につながります。
次の点に注意し、火災や事故を防ぎましょう。

- 正しい取り扱い
- ・ガスコンロを使用中は絶対にその場を離れない。離れるときは短時間でも必ず火を消す。
- ・ガスコンロの周囲は整理整頓を心がけ、燃えやすい物を置かない。

■不完全燃焼による

- 一酸化炭素中毒の防止
- ・煮こぼれなどによるガスバーナーの目詰まりなどを防ぐため、定期的に清掃する。
- ・ガス機器を長時間使用するときは、換気を行う。

■利用できる方

- ◎寝たきりなどにより通院が困難で、在宅での歯科医療を希望する方
- ◎病气やけがの治療、リハビリなどにより入院中の方
- ◎介護施設などに入所の方など

■治療費について

訪問歯科診療は医療保険が適用になり、通常の自己負担と同様の取り扱いです。(ただし「歯科訪問診療費」などの料金が発生します)

訪問歯科診療に関する相談に応じます

福島県在宅歯科医療連携室からのお知らせ

福島県在宅歯科医療連携室では、訪問歯科診療を行う歯科医院の紹介や質問、相談に応じます。

■訪問歯科診療とは

歯科医院への通院が困難な方のもとへ歯科医師や歯科衛生士がうかがい、治療や口腔ケアを行うものです。

■不正軽油の防止・撲滅に

除に取り組んでいます。
軽油に課せられる軽油引取税(県税)を脱税する目的で、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして製造される燃料が「不正軽油」です。
この不正軽油は、悪質な脱法行為であり、環境汚染やエンジン故障の原因、公正な市場競争の障害、さらには暴力団などの資金源にもつながります。
不正軽油の防止・撲滅には、県民の皆さんのご協力と情報提供が欠かせません。
不正軽油の情報提供については、県庁税務課または最寄りの地方振興局県税課までご連絡ください。

不正軽油撲滅強化月間

「不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わない」
県では10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して、不正軽油の排

労使困りごと無料相談会のお知らせ

福島県と福島県労働委員会では、皆さんの職場における賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職等に関する労使間の困りごとについて、平日ではご相談が困難な労働者や使用者のために次の日程で相談会を開催します。
相談は無料です。また秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

■出張相談会

- いわき会場
開催日 10月26日(土)
- ・会場
いわき合同庁舎南分庁舎
- 郡山会場
開催日 10月27日(日)
- ・会場
郡山市障害者福祉センター

※相談時間は、午前10時から午後3時までです。

※事前予約も受け付けております。(予約は問い合せ先へお願いします)